

深 浦 町 内 会 会 則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は深浦町内会と称し、事務所を横須賀市浦郷町3丁目66番地11深浦町内会館内に置く。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の啓発、親睦、協調を図り、地域社会の福祉及び生活の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 諸施設の整備、改善に関すること。
- (2) 住民の福祉厚生に関すること。
- (3) 地域内の諸行事及び他機関主催の行事に参加する。
- (4) その他、地域の向上を図るため必要な事項。

(組 織)

第4条

1項 区域

本会の区域は横須賀市浦郷町3丁目・4丁目・5丁目と2丁目の一部とする。

2項 会員の資格

本会の会員は1項に定める区域内に居住する世帯主又はこれに準ずる者とし会の入会・脱会は妨げないとする。
企業法人は賛助会員とする。

第2章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	若干名
会 計	若干名
会計監査	若干名
専門部会	各若干名(部長・副部長・委員)

(役員を選出)

第6条 会長は会員の中から選出された役員で構成する役員会で選出し、総会で承認する。

(委 員)

第7条 委員は各組より若干名あて選出する。

(諸役員)

第8条 役員は役員会の総意に応じ、各班から推薦と会長が若干名指名する。

(役員の職務)

- 第9条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故有るときは職務を代行する。
会計は会の経理をつかさどり、諸事業終了後、すみやかに決算報告書を提出する。
会計監査は会計の執行を監査する。
各部長は専門部会を構成しその運営に当たる。
各役員は役員会を構成し、会務を執行する。

(役員の任期)

- 第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再選は妨げない。役員に欠員が生じたときは第6・7・8条の規定に基づき補選する。前任者の残期間を執行、役員の任期満了後も後任者の決定しないときは、その決定まで職務を行う。

(顧問及び相談役)

- 第11条 本会に顧問及び相談役を若干名置くことができる。
顧問及び相談役は役員会の決議を経て、本会に功労があったもの、又は著名者のうちから、会長が委嘱する。

第3章 会 議

(会 議)

- 第12条 会議は、総会、役員会、運営委員会として、委員及び役員の過半数をもって成立する

(総 会)

- 第13条 総会は各組より若干名以上の委員をもって構成し、定期総会及び臨時総会とする。
定期総会は毎年1回、会長これを招集し会長が議長となる。
臨時総会は会員の過半数の要請があったとき、役員会の同意を得て会長これを認め招集し同じく会長が議長となる。

(総会の決議を要する事項)

- 第14条 (1) 会則に関する事項。
(2) 事業計画に関する事項。
(3) 予算・決算に関する事項。
(4) 役員選出に関する事項。
(5) その他必要と認める事項。

(総会の決議条件)

- 第15条 総会の決議は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

- 第16条 役員会は役員をもって構成し、必要に応じ会長これを招集し、会長が議長となる。

(役員会の任務)

- 第17条 役員会は次の事項を審議する。
(1) 総会審議に関する事項。。

- (2) 総会決議によって行う事項。
- (3) 会の運営に必要な事項。
- (4) その他会長が必要と認める事項。

(運営委員会)

第18条 運営委員会は会長、副会長、各部長をもって構成し、必要に応じ会長随時招集し審議する。

第4章 会 計

(会計年度)

第19条 会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

(出 納)

第20条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあて、会費は会員1世帯当たり、月額300円 賛助会員は500円とする。

事業により経費に不足を生じた場合は、委員会の決議を経て臨時に徴収することができるものとする。

既納の会費は理由のいかんを問わず、還付しない。但し、前納会費については、脱会より1カ月以内に前納者の還付請求により、脱会の次月よりの既納分を還付する。

(監 査)

第21条 会計監査は、年度内において1回以上会計を監査し、その結果を役員会に報告しなければならない。

附 則

- (1) 本会の運営に必要な細則は、別に決めることができる。
- (2) この会則は、昭和56年 2月 1日から施行する。
この会則は、昭和61年 4月 1日から施行する。
この会則は、平成 元年 5月14日から施行する。
この会則は、平成 6年 5月 9日から施行する。
この会則は、平成11年 4月 9日から施行する。
この会則は、平成13年 4月11日から施行する。
この会則は、平成14年 4月21日から施行する。
この会則は、平成22年 4月18日から施行する。
この会則は、平成23年 4月17日から施行する。